

決議 1745(2007)

2007年2月22日、安全保障理事会第5634回会合で採択

安全保障理事会は、

東ティモールの情勢に関する全ての安保理の従前の関連諸決議および諸声明、とりわけ安保理の諸決議、2005年4月28日の1599(2005)、2006年5月12日の1677(2006)、2006年6月20日の1690(2006)、2006年8月18日の1703(2006)および2006年8月25日の1704(2006)、を再確認し、

2007年2月1日の事務総長報告書(S/2007/50)を歓迎し、

東ティモールの主権、独立、領土保全、国民的一体性および同国における長期にわたる安定の促進に対する完全な公約を再確認し、

東ティモールの人民および政府が、政治的課題を解決するための活動および国民的対話ならびに政治的和解にむけて講じているその他の措置を継続していることを賞賛し、全ての当事者がこの点に関する努力を倍加することを奨励し、

司法権の独立とその責任を尊重する必要性を再確認し、また、裁判の必要性および刑事責任の免除の阻止への決意という東ティモール指導者の信念を歓迎し、

東ティモールにおける、未だ脆弱で不安定な治安、政治的、社会的および人道的状況についての懸念を表明し、また、治安部門においてなされた当初の努力を歓迎し、

国際連合東ティモール統合ミッション(UNMIT)に警察部隊(FPU)を追加的に編成することを要求する、グスマン大統領、ラモス・ホルタ首相、グテレス国民議会議長発事務総長宛の2006年12月7日付共同書簡(S/2006/1022)に留意し、

来る大統領および国民議会の選挙が、東ティモールにおける民主主義の強化の過程において重要な段階となるとの安保理の見解を繰り返し表明し、

国民選挙委員会および議会ならびに大統領選挙に関する法律の採択を歓迎し、必要とみなされる修正を含む追加的措置、適切な規制の枠組みの執行およびUNMITの支援の下でなされるべき後方支援の準備を奨励し、

独立特別審査委員会の勧告および臨時議会委員会の追加的勧告を採択した、2007年1月9日の東ティモール議会決議の可決を更に歓迎し、2006年4月および5月の事件に関する一連の司法手続きを含む、東ティモール政府がこれまでにとった行動に留意し、さらに調査委員会の勧告を履行するための継続的努力の必要性にも留意し、

2006年12月1日に東ティモール政府およびUNMITとの間で締結された「東ティモールにおける公的治安の回復と維持およびPNLTLおよび内務省の改革、復興、再建の支援に関する協定」を全面的に履行することの必要性を強調し、

東ティモール政府の要請に応じた国際治安部隊の継続的展開、および、その法および安定の回復と維持においてUNMITを支援するための活動に対する全面的支援を表明し、

治安活動を高めるための三者間調整フォーラムを設置した2007年1月26日の東ティモール政府、国際連合、オーストラリア政府間の了解覚書への署名に感謝しつつ留意し、

東ティモールにおいて現在の課題として現れていることは、本質的には政治的、制度的なものであるにもかかわらず、貧困およびそれに関連する損失がこれらの課題の一因となっていることを想起し、東ティモールの二国間および多国間支援国の貴重な支援、とりわけ制度的能力構築および社会的・経済的発展に関する支援、について賛辞を呈し、東ティモールにおける統治に関する発展の多くの側面において進展がなされていることを認

識し、

援助供与国の支援とともに透明かつ政治的腐敗防止措置を高めるための技術的支援を提供する東ティモール政府と国際連合開発計画との協定を歓迎し、

国内避難民の帰還、再定住および社会復帰を促進するための、彼らに対する人道的支援を含む、2006年12月から6カ月の間継続されている人道支援および現在の保護の必要性に応答するための統合アピールプロセス（CPA）の2007年1月17日の開始に留意し、

女性、平和および安全に関する安保理決議1325(2000)と人道要員および国際連合要員の保護に関する安保理決議1502(2003)とを再確認し、

事務総長特別代表の指導の下、UNMIT および国際連合国別現地チームの努力に感謝の意を表明し、

1. UNMIT の職務権限を2008年2月26日まで延長することを決定する。

2. 既存のFPUを補うため、とりわけ選挙期間の前後の間、追加的に編成された警察部隊の展開を許可するため、UNMITの勢力を最大140名の警察要員で、増強することを決定する。

3. 国際治安部隊が国際連合の施設および資産の保護ならびにUNMIT警察への迅速な対応能力を確保するとして2007年1月25日の国際連合及びオーストラリア間の軍事技術協定の調印を歓迎する。

4. 東ティモール政府が、UNMITの支援の下、内務省、PNTL、防衛省およびF-FDTLを含む治安部門の将来の役割および必要性の包括的再検討に関する作業を継続することを要請する。

5. 定期的会合および情報の共有の必要性を強調し、また、その観点から、調整を維持するため東ティモール政府、UNMIT および国際治安部隊からの参加による三者間調整フォーラムの創設を歓迎する。

6. 来るべき選挙が統一する影響を持ち、東ティモールの人々を一つにすることに貢献することを確保するため、東ティモールの全ての政党が、非暴力の原則ならびに民主的および合法的過程に従うことを要請し、全てのティモール人の政党に対し、自由、公平かつ平和的な選挙を実施し、および国民選挙委員会が策定した投票予定表が尊重されることを確保することを奨励する。

7. 国際連合独立検証チームの活動に留意し、選挙過程の信頼性を確保するための同チームの主要な勧告の履行を奨励し、国際社会が選挙監視を含めて、この過程を支援することを更に奨励する。

8. 近年東ティモールによりなされた進展を強化し、同国が平和的かつより繁栄した未来となることを可能ならしめるため、協力および妥協の精神とともに活動し続けることを東ティモールの全ての政党、とりわけ政治的指導者に求める。

9. 独立特別審査委員会報告書を含む1999年および2006年4月から5月にかけての出来事に対するアカウンタビリティおよび裁判手続に至るための進行中の努力の重要性を強調し、また、この観点から、国民的対話、政治的和解および裁判制度の強化を支援するためのUNMITの継続的努力を奨励する。

10. UNMIT に対し、貧困撲滅および経済成長政策の案出において、国際連合諸機関、基金および計画ならびに東ティモール政府および関連諸機関を支援する全ての関係者との協力および調整を継続することを求める。

11. 来るべき選挙、持続可能な開発に対するその他の事業の準備に対する資源および支援の提供を継続することを、国際連合の諸機関および多数国間金融機関を含む共同開発者に促し、東ティモールに対する2007年統合アピールに向けて十分に貢献することを考慮することを国際的な支援団体の共同体に求める。

12. その職務権限全体の横断的問題点として、安全保障理事会決議 1325 に設定されたジェンダーに対する配慮を十分に考慮することを UNMIT に要請し、また、UNMIT 全体のジェンダー問題についての主流化に関する進展と女性および少女の状況、特に性に基づく暴力から彼女らを保護する必要性に関する全ての他の側面を安全保障理事会への報告に含むことを事務総長にさらに要請する。

13. 性的搾取および虐待に関する国際連合のゼロ・トレランス政策の完全な遵守が UNMIT において確保されるよう必要な措置を講じ続けること、および、安保理に情報を提供し続けることを事務総長に要請し、また、要員提供諸国に対して、適切な事前予防策を講じ、また、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保することを促す。

14. 現地の進展、とりわけ来るべき選挙の準備状況および治安状況について、安保理に緊密にかつ定期的に情報を提供し続けること、東ティモールの大統領選挙および議会選挙後 60 日以内に安全保障理事会に UNMIT の職務権限および規模について可能な調整のための勧告を含む報告書を提出すること、現在の職務権限が終了する少なくとも 45 日前までに報告書を提出すること、および、事務総長が適切と判断した時に追加報告書を提出することを事務総長にさらに要請する。

15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。